平成２６年（フ）第１２９１０号
東京都板橋区赤塚６丁目36－８－105
債務者　井戸　美郎
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大桐代真子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８４３号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目４－29－103
債務者　星川　巧己
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩谷麻衣子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９１号
神奈川県横浜市港北区篠原町71－６　ペアレットツツミＡ
債務者　笹川　隆志
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　修二
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８２７号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目４－６－106
債務者　小野　　壽
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　理
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９０９号
東京都葛飾区東金町１丁目39－１－709
債務者　堀之薗成美
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風祭　　寛
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９２２号
東京都板橋区双葉町21－３－203
債務者　富田しまえ
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　徹也
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０１７号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目１－13－102
債務者　山川　憲平
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　智幸
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７８２号
埼玉県所沢市西所沢２丁目７－３－102
債務者　廣瀬　　親
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　啓
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７８３号
埼玉県所沢市西所沢２丁目７－３－102
債務者　廣瀬　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　啓
4　破産債権の届出期間　平成27年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７１１号
仙台市若林区中倉３丁目４番16号　サンリブ中倉205
債務者　原田　雅俊
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
福島県いわき市平泉崎字三谷33番地の５
債務者　坂本奈津江
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第９６号
群馬県桐生市新里町山上2088－７、住民票上の住所群馬県桐生市横山町２番３号
債務者　関根　敏行
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４１５号
岐阜県羽島市正木町大浦1447番地
債務者　立口　親美
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８３６号
広島県山県郡北広島町今田3515番地５
債務者　勝田　舞子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
熊本県荒尾市大島1109番地２
債務者　池畑まなぶ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部